

**大府市成年後見制度利用促進基本計画（案）及び  
大府市成年後見制度の利用を促進するための条例（案）に対する意見の概要と市の考え方**

	意見の概要	市の考え方
計画	<p>6歳の脳性麻痺、障がい者手帳1級の男の子を育てています。兄弟やいとこ、年の近い親族も近辺にいないことから、将来は利用する選択肢に入ってくる制度であると思っています。</p> <p>「知りたい!」「使いたい!」と思った時に、すぐに詳しい情報や適切な専門機関につながるようにして欲しいです。</p> <p>利用したいニーズが多くいるであろう機関とも連絡や連絡をとっていく体制を作ってください。</p> <p>今は小児ですが、適切な時期に制度の案内があるとよいと思います。</p>	<p>成年後見制度を必要な人が適切に制度の利用をすることができるように、大府市成年後見センターを中心として、制度の周知啓発及び気軽に相談をすることができるような支援体制を整備してまいります。</p> <p>高齢者相談支援センター、障がい者相談支援センターを始め、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と大府市成年後見センターが連携を図りながらチーム体制での制度の利用支援を実施してまいります。</p>
計画・条例	<p>高齢社会が進む中、成年後見制度は重要な取り組みだと考えます。基本理念には賛成します。しかし、大府市独自の成年後見実施機関を今設立するのではなく、これまで通り、知多半島の5市5町で共同して委託しているNPO法人を利用すればよいと思います。</p> <p>また、新たに機関を設置する費用対効果の面で市民が納得できる説明をお願いしたいです。この機関設置費用はこの取り組みより優先順位の高い他の事業や職員の待遇改善などに使っていただきたいです。</p>	<p>現在、知多半島5市5町でNPO法人知多地域成年後見センターに成年後見に関する業務の委託を行っておりますが、専門的な相談機関が市外にあり、市民が気軽に相談することができにくい環境にあります。また、研修会、講演会についても5市5町共同での開催となるため、より多くの市民に参加してもらうためにも本市の状況に合わせた開催を検討する必要があります。</p> <p>今後、成年後見制度のニーズが高まることが予想される中、市民の方々が適切に制度の利用をすることができるように広域ではなく市が責任をもって取り組んでまいります。</p>